

景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会開催要綱（案）

1 目的

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）の規定に基づき県が定める景観の形成等の施策について、有識者等の意見を聴取するため、景観審議会委員及び景観まちづくり等に関する学識者で構成する景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 住民及び民間主体の景観まちづくりの推進に関する事項
- (2) 観光及び地域振興に向けた景観資源の活用の方策に関する事項
- (3) 景観形成に寄与する建造物等の持続する保全に関する事項
- (4) その他前号の目的を達成するために必要な事項

3 運営

- (1) 懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 懇話会に、座長を置く。
- (3) 座長は、懇話会の議事を進行するため、構成員の互選によって選任する。
- (4) 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- (5) 懇話会の開催に係る構成員の招集は座長が行う。
- (6) 座長が必要と認めたときは、懇話会に構成員以外の者の出席を求める、意見を聞くことができる。

4 謝金・旅費

- (1) 構成員が懇話会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の支給については、別に定める。
- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

5 委任

この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関する必要な事項は、懇話会が定める。

6 附則

- (1) この要綱は、令和7年○月○日から施行する。
- (2) この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- (3) この要綱の施行の日以後最初に開かれる懇話会は、3の(5)の規定にかかわらず、まちづくり部都市政策課長が招集する。

別表（3の(1)関係）

景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会 構成員名簿

分野	氏名	所属・役職	県審議会等
建築史・保存修景	八木 雅夫	国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校長	景観審議会長
景観まちづくり	阿久井 康平	大阪公立大学大学院現システム科学研究科准教授	景観アセス部会
情報発信	井上 あい子	総務省地域情報化アドバイザー	景観・広告部会
観光	今西 珠美	流通科学大学商学部経営学科教授	ひょうご新観光戦略推進会議
民間団体	出町 慎	NPO法人 佐治倶楽部 合同会社SAJIHAUS一級建築士事務所	